

1 基本理念

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することにより、誰もが安心していきいきと暮らせる豊かで活力ある社会の実現を目指し、鹿児島市男女共同参画推進条例に示された5つの理念に基づいて男女共同参画を推進していきます。

1. 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
2. 社会の制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
3. 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
4. 男女が、相互に協力し、かつ、社会の支援を受け、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域その他の社会における活動とを両立できるよう配慮されること。
5. 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際的協調の下に行われること。

2 基本目標

- I 男女共同参画社会に向けての意識づくり
- II あらゆる分野における男女共同参画の促進
- III 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり

3 計画の性格

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法*第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、鹿児島市男女共同参画推進条例第10条第1項に基づく、本市の男女共同参画推進のための総合的な計画です。また、第五次鹿児島市総合計画に基づき、本市における男女共同参画の推進を目指し、基本目標である“学ぶよろこびが広がる 誇りあるまち”を実現するための個別具体の計画です。
- (2) この計画の「II あらゆる分野における男女共同参画の促進」のうち、「II-2 働く場における男女共同参画と女性活躍の促進」と「II-3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス*)の推進」は、女性活躍推進法*第6条第2項に基づく「市町村推進計画」に位置付けられる「鹿児島市女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(鹿児島市女性活躍推進計画)」です。

☆男女共同参画社会基本法とは

男女共同参画社会の形成を推進するうえで、法的根拠となる法律です。前文で、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図ることが明確にされています。

【第14条 第3項】

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

- (3) この計画の「Ⅲ 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり」のうち、「Ⅲ－1 配偶者等からの暴力の根絶」は、DV防止法*第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」に位置付けられる「鹿児島市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画(鹿児島市DV対策基本計画)」です。
- (4) この計画は、鹿児島市男女共同参画審議会の意見、男女共同参画に関する市民意識調査(平成27年度実施)及び、パブリックコメントでの意見募集の結果を踏まえて策定しています。
- (5) この計画には、市の取り組むべき施策と併せて、市民、事業者等の取組を掲げており、本市の男女共同参画の推進に向けて市民、事業者等、行政が一体となった取組を進めようとするものです。

4 計画期間

計画期間は、当初計画期間である平成24年度(2012年度)から平成33年度(2021年度)までのうち、後期期間である平成29年度(2017年度)から平成33年度(2021年度)までの5年間とします。

☆女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)とは

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進することで、男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする法律です。

【第6条第2項】

市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

☆DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)とは

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。

【第2条の3第3項】

市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

5 計画の視点

第2次鹿児島市男女共同参画計画は、社会情勢の変化や市民の意識、これまでの男女共同参画計画での課題を踏まえ、5つの視点で取り組みます。

視点1 男女の人権の尊重と暴力の根絶

男女共同参画社会の実現には、すべての人の人権が尊重され、男女が性別により差別されない対等な存在であることが重要です。

配偶者・パートナーからの暴力は個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害です。暴力を個人的問題ではなく、社会的問題として捉え、被害者支援や暴力の根絶に向けて、【鹿児島市DV対策基本計画】に基づき総合的に取り組みます。

【鹿児島市DV対策基本計画】

- 配偶者等からの暴力防止のための情報提供及び啓発の強化
- 相談窓口の周知と相談体制の充実
- 関係機関との連携の強化
- 被害者の保護と自立支援の充実

【鹿児島市女性活躍推進計画】

- 働く場における男女共同参画と女性活躍の促進
- 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

視点2 女性の活躍による鹿児島市経済社会の活性化

少子高齢化が進行し、人口減少社会を迎えているなか、女性の能力の活用は、新たな労働力を確保するという観点だけでなく、多様化する消費者ニーズを踏まえ、女性の視点、発想を生かした新たな経済活動を作り出す観点でも、大きな推進力になります。

男女共同参画社会の実現は、鹿児島市経済社会の活性化・発展に繋がるという視点で、【鹿児島市女性活躍推進計画】に基づき施策を推進します。

視点4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

仕事、家庭生活、地域活動等を自らの希望するバランスで実現する「ワーク・ライフ・バランス」は、誰もが豊かな人生を送るために必要なことですが、特に、働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、能力を十分に発揮するためにも、その実現が不可欠です。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、【鹿児島市女性活躍推進計画】に基づき、あらゆる世代や立場の人、事業者に対する働きかけを積極的に行い、社会全体で推進します。

視点3 男性・子どもにとっての男女共同参画

男女共同参画社会は、男女の多様な生き方を尊重し、すべての人が差別されずに、あらゆる場所で活躍できる社会です。働き方の見直しや介護の問題など、直接男性に関わる課題を男女共同参画の視点から捉え、男女共同参画の理解に向けて男性に積極的に働きかけます。

また、次代を担う子どもたちが将来を見通した自己形成を図りながら健やかに育ち、そして幸せに暮らせる社会を目指す観点から、子どもの頃からの男女共同参画の理解を促進します。

視点5 防災における男女共同参画

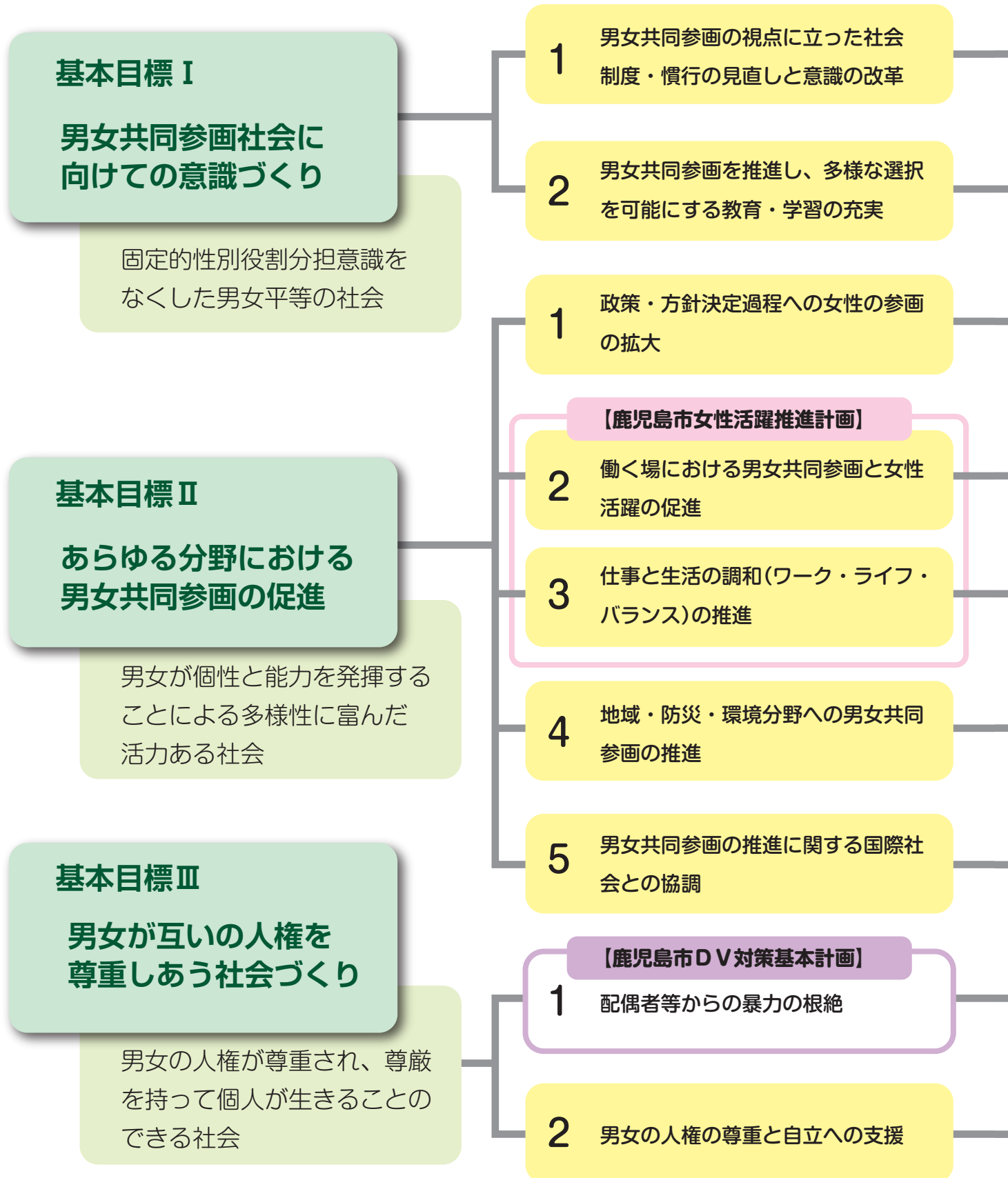
東日本大震災の発生後、女性や子育てのニーズを踏まえた防災対策、支援策の必要性がクローズアップされました。

防災分野への女性の参画を推進するとともに、被災時の男女のニーズの違いに十分配慮することなど、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画の充実を図ります。

6 計画の体系

(基本目標)

(施策の方向性)



(推進施策)

(視点)

